

第十三回 参議院厚生委員会會議録第三十六号

昭和二十七年七月三十日(水曜日)午後六時五十九分開会

委員の異動

七月二十九日委員岡田宗司君及び常岡一郎君辞任につき、その補欠として河崎ナツ君及び田村文吉君を議長において指名した。

同日委員田村文吉君辞任につき、その補欠として森八三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梅津 錦一君
理事 長島 銀蔵君
井上 なつゑ君
深川 タマエ君

委員

大谷 繁潤君
小杉 繁安君
中山 壽彦君
山田 佐一君
常岡 一郎君
藤森 眞治君
河崎 ナツ君
堂森 芳夫君
山下 義信君
谷口 弥三郎君
西園寺 公一君

政府委員

厚生政務次官 松野 頼三君
厚生省医務局長 高田 浩運君

事務局側

常任委員 草間 弘司君
会専門員

常任委員 多田 仁巳君
会専門員

本日の會議に付した事件

○国立病院特別会計所屬の資産の譲渡等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(梅津錦一君) これより厚生委員会を開きます。

大蔵との連合委員会を打切ること、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(梅津錦一君) さよう決定をいたします。

次に医療に関する小委員会に付託することの決定を取りやめまして、本委員会において審議することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(梅津錦一君) さよう決定いたします。

○委員長(梅津錦一君) 国立病院特別会計所屬の資産の譲渡に関する特別措置法案を議題といたします。順次質疑をお願いいたします。

○堂森芳夫君 私は、議事進行です、重要な法案でもありますし、局長でなしに、大臣及び政務次官の出席をお取計らいをお願いします。

○委員長(梅津錦一君) それでは厚生大臣は熱を出されて来られぬようです。政務次官は今連絡さしておりますから来られることと思います。今大蔵大臣は連絡中でございます。順次質疑に入ります。

○藤森眞治君 今何をしておりますが、質疑も余りないようであります。が、随分これは質問も重ねておりますので、この際質疑を終了したこととして、直ちに討論に入られんことの動議を提出いたします。

○委員長(梅津錦一君) 質疑の打ち切りの動議が出ましたが、まだ政府が来られておりませんので、そのために質疑が続行されないと考えますので、事務当局が見えられておりますので、事務上の問題は事務当局からお聞きをお願いしまして、なお大蔵大臣は来られるはずになつておりますし、政務次官も来られることになつておりますから、連絡中でございますから……。

長島さんの御報告をお願いします。速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(梅津錦一君) それでは速記を始めさせていただきます。質疑に入ります。順次御質疑をお願いします。

御質疑がないようですから、私が一点お伺いしたいのですが、かねて委員のかたに申し上げてあるはずですが、この法案は最初大蔵委員会のほうに付託されるということ、大蔵委員会のほうにおいてはずで審議の準備をされたのでありますが、当厚生委員会はこの問題は厚生行政に関係があるから、この法案は当委員会に付託されたというところで、私は大蔵委員長のものと参りまして、大蔵委員長に申入れたところが、大蔵委員会においては委員会を開きまして、当委員会に廻すこ

とを否決いたしました。そこで議院運営委員会に私は参りまして、その趣旨を申述べまして、当委員会に付託して下さいということをお願いしたところ、運営委員会は了とせられまして、当委員会に付託されたのですが、私はここでそれに関連して政務次官にお尋ねしたいのは、特に病院の施設並びに物件器具等は国有財産でございますから、地方に払下げるといふことはございまいしょうが、その中に住んでおられる患者のかた、若しくは医療担当者、これは国有財産ではございません。従いましてこの建物なり物件が自然に移管されますという、職員並びに患者も国有財産が払下げられると同じように移動いたします。ここに私は大きな疑問があるのです。これが当然であるか、当然でないか、政務次官の御所見を伺いたいと存じます。

○政府委員(松野頼三君) 只今の御質問の要旨の中で、国有財産の管理として不動産及び動産の払下げはいたしません。中の勤務員の職員のかたに関しましては、当然管理が地方に移りますれば、財産の移譲と共にございませうが、管理上或いは経営上地方の身分になられる。こういうことは自然的にあると私は考えております。

それから中の患者に関しましては、これは特に身分が国有だから、或いは府県立だからという差はこれは全然ないという考えております。

しておるので、而も患者は国立病院という名の下に非常に信頼感を持つておる。併しこの土地物件がそのまま移行されると、患者の意思というものは、恐らくそれについて何の意思表示もすることなくそのまま移行して行くという形になると思ふのです。こういうこともそれが当然であると政府当局はお考えであるかどうか、その点もお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(松野頼三君) 只今の、患者のかたは国立病院或いは県立病院の管理の差によつて入院の上下は私は全然ない、ただ最初から国立病院に入院するんだというお気持ちで入院されたかたは、これが県立病院になつた場合、おれは国立病院に入院するんだという精神的な、或いは最初からの信頼感というものは、これは別個なものでありまいしょうが、特に料金が上るとか待遇が差がでるとかいうことは、私たちは全然患者のかたに御迷惑をかけることではないとこう考えております。

○委員長(梅津錦一君) 次に国立病院が地方移管になりました場合には、国家公務員が地方公務員に移行されるのでございますが、この際国家公務員であるほうが身分上或いは自分の気持ちから有利であると考え職員がその病院に行くこと、国立病院の職員としてとどまりたいという場合においては、どういふ御措置を政府はなさるか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(松野三三) 原則として職員のかたは地方公務員になつて頂くことを原則としております。身分上におきましては諸般の法規もございまして、医務局長から明細な答弁をいたさしたい、こう考えております。

○政府委員(高田清運君) 今政務次官から御答弁申上げましたように、病院に勤務しております職員につきましては、原則として譲受のほうの主体に引継いで頂くということで交渉をいたすと考えております。併しながら中には今お話のようにそちらのほうに行くことを肯んじないかたもこれはあるかと思ひます。その辺につきましては具体的な事情に応じまして職員の立場等も十分考慮いたして具体的な措置をきめたいとかうに考えております。

○委員(梅津錦一君) もう一つ、国家公務員の給与ベースの改訂と地方公務員の給与ベースの改訂において食い違いがあつた場合、特にこの場合においては国家公務員に比べて地方公務員が将来ベース改訂において低いという場合においては、その件に關して国家は旧国家公務員である医務職員に対して何らの処置もしないか、するか、その点もお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(高田清運君) 国家公務員と地方公務員とは、これはいわば制度上も歴然と区別されております。従いましては国家公務員に対しては国から俸給を支払うし、地方公務員に対してはそれ／＼の府県なり市町村なり、そういう主休から俸給を支払うということ、いわば截然と区別されておるやうな事情でございまして、その原則に従うよりほかないんじやないかと

思ひます。

○委員(梅津錦一君) もう一つお尋ねします。地方に移管されたその当初においては、十分県のほうもそれに対する対策を立てて移譲をお引受けすることと思ひますから、定員減ということと考へられますが、それが一カ年後、或いは二カ年後、三カ年後において県財政が非常に窮乏に陥つて、そのまゝの状態では県営の病院として経営ができない場合において、定員を減らさなければならぬという場合においては、国は将来のそのことに對して責任を持たれますか、持たれませんか。その点を明瞭にしたいと思ひます。

○政府委員(高田清運君) かねてから御答弁申上げておりましたように、移譲いたしました病院が、いわばベツトを減らすとか、或いはこれを廃止をするとか、縮小をするとか、そういうことは移譲の趣旨からいたしまして最も好ましくないと思ひます。従いまして移譲に際しましてはその辺の将来の経営上の見通しも十分両者の間において検討いたしまして見通しをつけて譲渡をする、かように考へておる次第でございまして。

なお、病院の職員につきましては、事務職員等につきましては別でありまして、医師、看護婦等につきましては、大体病院としての基準の人数があるわけにございまして、これを経営上の理由を以て殖やしたり減らしたりするということは、これは医療上は一応あり得ないのじやないかと思ひますのでございまして、いきなりこれを減らすとか殖やすということは、ベツトとの関連において起るのじやないか、かように考へておりました、今申上げ

ましたように措置いたしたいと考へる次第であります。

○委員(梅津錦一君) その際、将来においてのことは勿論約束はできないと私も存じますが、例えて一例を申上げますならば、看護学院を経営しておる場合において、看護学院は現在においては非常に金がかかつて、而もプラスの面、いわゆる県財政に資するといふことはないと考へる。一番大きな問題は目下看護学院が非常に少い。看護婦が少いときに、この看護学院は県で経営しておつても何ら得るところはないし、こうした消費面はよそうといふことで、一年後二年後にこれは廃止するといふことになりまして、厚生当局はそれに対して何らかまわぬ、放置しておくかどうかの問題についてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(高田清運君) 今お話になりましたように看護婦の充足の問題は、これは当面の最も大きな問題の一つだと私は心得ておる次第であります。これが不足しないように、穴があかないように予算面においてもその他行政面においても十分力を尽しておるつもりであります。今後ますます、特に予算面等につきましては努力をいたしたいと、かように考へておる次第でございまして。そういうような根本的な前提の下におきまして、移譲に際しましては看護婦学校の将来の経営等につきましても、十分話し合ひを遂げまして、これが維持発展できまうやうな見通しをつけて譲渡す所存でございまして。又県といたしましては、看護婦の不足といふことは、国だけの責任ではなしに、やはりその県なら県としてこれは十分必要な責任であるわけでご

ざいますから、県としてその問題に無関心であるといふことは、私たちとしては考へてもおきませんし又考へたくもない次第でございまして。

○委員(梅津錦一君) そこで今の件に關しまして、県において看護婦養成所を作つておる所がどのくらいございまして、概算でよろしくございまして、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(高田清運君) ちよつと資料は今持ち合せございません。

○委員(梅津錦一君) 恐らく私は県というやうなものを作られておる所は私は少なからうと思ひます。そういう点で特に問題になると思ひますが、この点に對して政府は予算面に、或いは維持発展に努力されたい、こういうことと考へますが、如何ように予算面或いは維持発展に御努力願へるか、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(高田清運君) 今お尋ねになりました府県において経営いたしております看護婦学校の数は、只今ここに数字を書いたものを持合せておきまうと、不正確なものを申上げますと恐縮でございまして、後刻調べまして御返事申上げたいと思ひます。而うしてこの看護婦学校の維持或いは発展といふものにつきましては、現在設備費につきまして、即ち設置費につきましては一定の……。

○委員(梅津錦一君) 成るべく簡単に願ひます。

○政府委員(高田清運君) この点につきましても今後の予算の場合におきまして、勿論これを維持して行くつもりであります、それ以上のことにつきましては、多々……、弁すでござ

います、この辺は財政状況との関連もございまして、私たちとしては看護婦の需給の事情というものを考へまして、十分これから努力をして行くつもりであります。

○委員(梅津錦一君) まだ質疑は私でございますが、大蔵大臣並びに厚生大臣が参られればいたしたいと思ひます。

○山田佐一君 まだ質疑を御継続になりますか。

○委員(梅津錦一君) 大臣が来られなければ止むを得ません。

○山田佐一君 それでは私は動議を提出いたします。大体において質疑は、我々が思ひますというところ、終了したものと思ひますから、質疑を打ち切りまして直ちに討論に入られんことを希望いたします。右動議を提出いたします。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○深川タマエ君 まだ今の動議は……。

○山田佐一君 動議を採決して下さいます。賛成という声がありますから。

○委員(梅津錦一君) 私は耳が遠いので聞き渡りませんでした。

○深川タマエ君 ここまで大要円満に協調的な態度で来ておりますので、ちよつと五分間十分間休憩なさいます。て相談いたしますれば、大抵結末が付くだろうと思ひますが、大抵私どもの貧弱な見通しではそう争わなくても済むと思ひますので、ちよつと御猶予なさることはどうですか。

○小杉繁安君 駄目です。

○山田佐一君 動議は採決しませんか。

○山下義信君 議事進行について発言を求めます。私は今動議が出たやうで

ありますが、これは小委員会に付託になることに前の厚生委員会が議決になつておりますが、その議決の扱いはどうなさいませうか。

○委員長(梅津錦一君) 最初申上げましたように、小委員会に付託することの決定を取止めました。そういうことに決定いたしました。

○山田佐一君 私両方のかかけ持ちで出たり入ったりでとんちんかんになるかも知れませんが、大体衆議院のほうで三分の二取れるか取れないかというように言つておいて、これにならぬで、成るべく修正案に同調することとを自由党のかたへも御希望なさるのじやございせんか。そうだと私も推量いたしますので、そのためにこちら側も相談いたしますので、もう十分五分ぐらゐお待ち下さいませう。

○山田佐一君 聞えなかつたというこ

○委員(梅津錦一君) 聞えなかつた

○委員(梅津錦一君) 聞えなかつた

○委員(梅津錦一君) 聞えなかつた

○委員(梅津錦一君) 聞えなかつた

○委員(梅津錦一君) 聞えなかつた

○委員(梅津錦一君) 聞えなかつた

な挨拶はありませんよ。

○委員(梅津錦一君) 本間に聞えなかつたんで。

○山田佐一君 当然聞えておる、勝手過ぎますよ。

○委員(梅津錦一君) たま／＼ござ

○山田佐一君 それよりおとなしく運

○委員(梅津錦一君) 聞えなかつた

○委員(梅津錦一君) 聞えなかつた

○委員(梅津錦一君) 聞えなかつた

○委員(梅津錦一君) 聞えなかつた

○委員(梅津錦一君) 聞えなかつた

たことを再確認いたしましたして休憩の動議を取上げます。

○山下義信君 そうじやありません。

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

措置を理由として、国立病院とし

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

民健康保険法による療養担当者となす。

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

○委員(梅津錦一君) それでは重ね

しないように万善を期すること。
十一、看護婦養成機関については現
状を保持し、且つ看護業務の内容
低下を来さざるよう留意するこ
と。

以上であります。

○委員長(梅津錦一君) 只今藤森委員
から修正の動議が提出せられました
が如何いたしますか。

○堂森芳夫君 只今藤森議員から提出
されました国立病院特別会計所
の資産の譲渡等に関する特別措置
法案に対する修正案に対して反対を
表明いたします。元来戦前は軍閥
関係の病院であつたものが戦後一
般に開放されたということは、日
本の医療の私は大きな前進であ
つたと思ひます……。

○山下義信君 議事進行につきま
して、今まだ藤森委員の修正動議
が議題になつていないと思うので
すが、堂森議員はその修正意見に
対して討論を始めたけれども、そ
れでよいといひますか。

○委員長(梅津錦一君) ちよつと速
記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(梅津錦一君) 速記を始め
て……。本日はこれにて散会いた
します。

午後七時三十九分散会